

過年分の株式の譲渡損失を申告する場合の注意点

確定申告の時期になると今年株式の譲渡益が発生した場合において、昨年以前に株式の譲渡損失が発生していたが申告をしていないため、これらを改めて申告をして過去の繰越損失として損益通算することができないかとのご質問をよく受けます。

そこで今回は過去の株式の譲渡損失を申告していなかった場合の対応策をご説明いたします。

1. 過年分の株式の譲渡損失については下記の区分に応じ、「申告できるもの」と「申告できないもの」に分類されます。

【所得税の取扱い】

① 株式の譲渡損失が特定口座で生じたものである場合

特定口座で生じた株式の譲渡損失を申告するか否かは、納税者が確定申告（期限後申告も含む）を行う際に判定を行う必要があります。つまりすでに確定申告書を提出している者はその申告の際に「株式の譲渡損失の申告をしない」という選択を行っているとは判定されることとなるため、改めて損失を申告することはできないこととなります。逆に確定申告書を全く提出していない者につきましては改めて株式の譲渡損失を申告することができることとなります。

(イ) 既に確定申告書を提出している者 → 申告不可

(ロ) 確定申告書を提出していない者 → 申告可能

② 株式の譲渡損失が一般口座で生じたものである場合

一般口座で譲渡損失が発生している場合には、過去の申告書の提出の有無に関係なく改めて申告を行うことで当該株式の譲渡損失を計上することができます。

2. 過年度の株式の譲渡損失を申告した場合の住民税の取扱いの注意点

【住民税の取扱い】

平成 29 年度の地方税法の改正により、上記株式の譲渡損失の申告や配当所得の申告などは所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。住民税についての過年度の譲渡損失の申告については所得税と大きく異なる点がありますので注意が必要です。住民税は原則として当該譲渡損失等の申告を行うか否かの判定は仮に確定申告書を提出していない場合においても「住民税の納税通知書送達時」までに行わなければならないというルールがあります。

つまり所得税においては過去に確定申告書を提出していない上記 1①(ロ) のケースでは改めて損失の申告を行うことが可能ですが、その申告時期が住民税の納税通知書の送達後（毎年 6 月頃）であれば、住民税については申告をしないという選択を行ったと自動的に判定されることとなるため、損失の繰り越しはできないこととなります。通常今年の利益を確認して昨年の確定申告を作成する場合には納税通知書の送達後となるため住民税の特例は適用できないこととなります

(例) 昨年の特定口座の損失（未申告）▲100 今年の利益 100（源泉所得税 15 源泉住民税 5）

昨年は確定申告をしていないので今年改めて昨年の株式の損失を記載した期限後申告書を提出した

所得税：(今年の利益) 100 - (昨年の損失) 100 = 0 円 → 源泉所得税 15 は還付される

住民税：期限が経過しているため源泉された住民税は還付されない。

3. まとめ

上記 2 の住民税の取扱いについては多くの市区町村において実際に住民税の還付を行うなどの取扱いの誤りがあったようで、これの誤りにつき訂正し改めて税金を徴収する旨の内容がホームページ等に数多く公表されていました。期限を経過して特例が適用できなくなるようなことがないように、損失が生じた場合には必ず確定申告の際に申告を行うことを心がけてください。

(担当：松原 健司)